

盛土材料取扱基準

1. 適用範囲

本基準は、静岡市が発注する道路、河川、海岸及び砂防工事において使用する盛土材料に適用する。
なお、再生盛土材・再生基礎裏込材については、再生盛土材・再生基礎裏込材取り扱い基準による。

2. 盛土材料

(1) スコリア

スコリアとは、火山砕くずの中の火山砂レキで、良好な粒度分布を有するものをいう。

(2) 切込碎石

切込碎石とは、岩石を破砕する機械（リッパー、バックホウ、ブレーカー等）およびクラッシャーで小割し、ふるい等でオーバーサイズを除き岩砕と山土が混合したものをいう。

(3) 山砂利

山砂利とは、砂利層の地山から採取したもので、良好な粒度分布を有するものをいう。

(4) 山土

山土とは、道路用盛土材料として十分な強度と支持力を有し、変形量が少なく水が侵入しても膨潤弱化しにくいものをいう。

(5) 建設発生土

建設工事に伴って副次的に得られる土砂で、廃棄物処理法に規定する廃棄物に該当しないものをいう。

(6) 良質土

新材及び建設発生土のうち、含水比低下、粒度調整、安定処理等の土質改良を行わなくてもそのまま盛土や埋戻しができるものをいう。

(7) 再生材（再生盛土材・再生基礎裏込材等）

再生材とは、コンクリート殻またはアスファルトコンクリート殻、鋳物砂等再生処理工場で再生処理した製品をいう。

(8) 土質改良土

土質改良土とは、土砂をセメント、石灰その他のものにより安定処理したものをいう。また、土質改良土に良質土を混合したものは良質土ではなく、土質改良土として扱う。

(9) 泥土改良材

泥土改良土とは、泥土（浚渫土のうちおおむねコーン指数 200kN/m² 以下のもの）または建設汚泥を安定処理したものまたは焼成処理したものをいう。また、泥土改良土に良質土を混合したものは、良質土ではなく、泥土改良土として扱う。（汚泥土を除く。）

※ 泥土のうち建設汚泥は、廃棄物処理法に定められた手続きが必要である。

3. 材料の品質規格

(1) 裏込め材・埋戻し材

構造物の裏込め材や埋戻し材は、次に掲げる規格に適合するものとする。

- ① 4.75mmふるい通過質量百分率：25～100%
- ② 75 μ mふるい通過質量百分率：0～25%

- ③ 塑性指数（425 μ mふるい通過分について）：10以下
- ④ 設計 CBR：20%以上
- ⑤ 最大粒径：40mm以下

(2) 路床材

路床材は、道路土工指針等に規定する品質を満足し、次に掲げる規格に適合するものとする。

- ① 4.75mmふるい通過質量百分率：25～100%
- ② 75 μ mふるい通過質量百分率：0～25%
- ③ 塑性指数（425 μ mふるい通過分について）：10以下
- ④ 設計 CBR：20%以上
- ⑤ 最大粒径：100mm以下

(3) 路体材

山土等の路体材は、次に掲げる規格に適合するものとする。

- ① 4.75mmふるいを通る試料の中に占める75 μ mふるい通過質量百分率：50%以下
- ② 塑性指数（425 μ mふるい通過分について）：30以下
- ③ 最大粒径300mm以下

(4) 建設発生土のうち工事間で流用する土砂

建設発生土のうち工事間で流用する土砂は、発生土利用基準（平成18年8月10日付け国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）に基づき有効利用を図るものとする。

なお、国、他の公共団体等や他部局が行う工事への搬出入を行う場合は土壤汚染対策法、静岡県盛土等の規制に関する条例を遵守するものとする。

(5) 土質改良土

- ① アスファルト塊、コンクリート塊、木片、ゴミ、金属類及び有害物質等の異物をふくんではならない。
- ② 改良材との発熱反応が終了したものを使用するものとする。
改良後の養生期間は次のとおりとする。
セメント系改良土・・・3～5日
石灰系改良土・・・7～10日
- ③ セメント系固化材による改良土は、六価クロムの有無について、平成3年8月23日付環境庁告示第46号に規定される測定方法に基づき、土壤の汚染に係る環境基準に適用するものとする。

4. 材料の使用承諾

(1) 採取場・生産設備の承諾

静岡市建設局土木部技術政策課（以下「技術政策課」という。）は、年度当初市内の盛土材料の販売業者（以下、盛土材販売業者という）に、次に掲げる資料を提出させ、立ち会いの上、必要な試験を実施し、その試験に合格した材料以外は使用しないものとする。

合格した盛土材料使用承諾有効期限は1年間とし通年とする。ただし、新規等で年度途中で合格した場合の有効期限は翌年度当初の検査時までとする。

材料の使用承諾について、新規・継続申請する場合は、事前に盛土材立会申請書（様式3）に下記の資料を添付して技術政策課に提出する。

- ① 採取・製造のために必要な関係法令に係る採取許可書等の写し

② 前年度土質試験結果調査表（別紙B）の写し（新規箇所は不要）

(2) 工事に使用する場合の**承諾**

- ① 請負者は、裏込め材・埋戻し材、路床材及び路体材を使用するときは、あらかじめ**承諾**を受けるものとする。
- ② 現場密度の測定は品質管理基準の道路土工等に準ずる。また、施工中に実施する品質管理（現場密度試験）に使用する最大乾燥密度については、生産施設の出荷日に適応した最新の試験結果を適用するものとする。

5. 材料の検査

盛土材（建設発土生のうち工事間で流用する土砂を除く）の検査は、盛土材販売業者等からの申請を受付後、技術政策課検査員の立会いのもと以下の項目について実施する。

(1) 書類審査

- ① 関係法令に係る許可書等の確認及び現地採取土砂がある場合は、採取計画認可書、採取に関する認可期間並びに採取、採取範囲及び内容の確認
- ② 再生砕石の受入れ時の確認状況がわかる書類の確認
- ③ 材料の出荷状況がわかる書類の確認

(2) 生産施設の現地検査

- ① 生産工程及び生産施設の確認
- ② 破砕材料受入れヤードにおける木片、レンガ、瓦、細長いまたは扁平な石片、ごみ、泥、有機物、石綿含有産業廃棄物等の不純物や有害物等の混入の有無を確認（目視検査）
- ③ 生産物ストックヤードにおける木片、レンガ、瓦、細長いまたは扁平な石片、ごみ、泥、有機物、石綿含有産業廃棄物等の不純物や有害物等の混入の有無を確認（目視検査）

(3) 土質試験による品質検査

① 土質試験試料採取

材料の品質試験用の試料採取は、技術政策課検査員立会のうえ、生産物ストックヤードからランダムに抽出して採取する。

② 土質試験試料採取数

採取土取場が前年度承諾を得た土取場に変更がない場合は、試料数 3 試料とし、前年度調査済みの土質試験結果報告書の「写し」を添付する。また、新規申請箇所及び土取場が変更になる場合は、試料数 6 試料とする。

③ 土質試験内容

材料の品質を検査するため、次の土質試験により実施するものとするし、調査に要する費用は申請者が負担するものとする。

試験項目	試験方法	備考
土の含水比試験	JIS A 1203	3 試料又は 6 試料
土の粒度分析試験	JIS A 1204	3 試料又は 6 試料
土の液性・塑性限界試験	JIS A 1205	3 試料又は 6 試料
土の締固め試験	JIS A 1210	3 試料又は 6 試料
設計 C B R 試験(裏込め材・埋戻し材及び路床材にのみ適用)	JIS A 1211	3 試料又は 6 試料
粗骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1110	3 試料又は 6 試料 粒径 37.5～75 mm で実施

※鑄物砂再生材は、溶出試験（平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 18 号）及び含有試験（平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 19 号）を実施し、土壤環境基準に適合しなければならない。

※セメント及びセメント系固化剤を使用した土質改良土等を含む場合は、六価クロム溶出試験要領により、六価クロム溶出試験を実施し、土壤環境基準（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）に適合するものとする。

6. 材料の検査結果と通知

(1) 土質試験の結果提出

申請者は、土質試験の結果を土質試験結果報告書にまとめ、盛土材使用申請書（様式 4）に下記の資料を添付して技術政策課に提出する。

- ①土質試験結果報告書鏡
- ②位置図
- ③盛土材等採取土取場調査票（様式 1. 様式 2）
- ④調査結果総括表
- ⑤各材料試験データ
- ⑥写真（土取場全景及び資料採取状況）
- ⑦「盛土材一覧表（別紙 A）」及び「土質試験結果調査表（別紙 B）」
- ⑧溶出試験（平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 18 号）結果及び含有試験（平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 19 号）結果、溶出試験（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）結果（必要な場合）

(2) 土質試験結果報告書の審査

検査員は、現地で実施した書類審査、生産施設の現地検査と合わせて土質試験結果報告書の内容を審査する。

(3) 検査結果の通知

検査員は、検査結果に基づき、材料を承諾する場合は、盛土材の使用承諾について（通知）（別紙 5）に「盛土材一覧表（別紙 A）」及び「盛土材土質試験結果調査表（別紙 B）」を添付して盛土材使用申請者に使用承諾の通知を行う。また、「盛土材一覧表（別紙 A）」を関係職員及び静岡県に通知する。

(4) 留意事項

盛土材料販売業者等は、使用承諾を得た盛土材の品質に変化が生じた場合または、採取場または生産設備を変更する場合は、速やかに土質試験を行い、改めて承諾を得るものとする。

7. 河川築堤盛土材として望ましい品質規格

河川築堤盛土材は、市場の流通や検査体制が整備されるまでの間、暫定的に望ましい品質規格を定めるものとする。

・河川築堤盛土材

河川築堤盛土材は、河川土工マニュアル等に規定する品質及び施工性を満足し、次に掲げる規格に適合することが望ましい。

- ①75 μ mふるい通過質量百分率：15～50%
- ②最大粒径：100mm以下
- ③透水係数（mm/s）： 1×10^{-2} 以下
- ④水素イオン濃度（pH）：5.8～8.6

この改正は、平成23年4月15日から適用する。

この改正は、令和3年4月1日から適用する。

この改正は、令和7年4月1日から適用する。